

保存版

令和7年4月

保 護 者 様

大 阪 市 教 育 委 員 会
大 阪 市 立 鶴 橋 小 学 校
校 長 近 藤 英 幸

非常変災時等の措置について

平素は、本校教育活動についてご理解とご協力いただきありがとうございます。

さて、非常変災時の児童の安全確保に係る臨時休業等の措置について、下記のように対応しますのでお知らせいたします。

＜学校が「臨時休業」になる場合＞

午前7時の時点および午前7時を過ぎて始業時刻(午前8時30分)までに、下記のア～エの状況の場合、臨時休業とします。

- ア 大阪市において、「暴風警報」もしくは「暴風雪警報」又は「特別警報」が発表された場合。
 - イ 生野区内で、河川氾濫の「警戒レベル3（高齢者等避難）」、「警戒レベル4（全員避難）」の発令があった場合。
 - ウ 大阪市内で、震度5弱以上の地震が発生（気象庁発表）した場合。
 - エ 上記のアからエにかかわらず、「暴風警報」「暴風雪警報」以外の警報の発表で登校時の安全が確保できない場合、学校周辺の緊急事態等により学校施設の被害等で教育活動の実施が困難となる事態が生じた場合、またはこれらの事態が生じるおそれがあると認められる場合。
-
- ※ ア・イについて、午前7時から8時30分の間に上記の警報や指示が解除になっても、その日は臨時休業になります。
 - ※ 登校後に上記ア～エの状況になった場合は、保護者の方に「児童の引き取り」をお願いします。児童は、保護者の方が引き取りに来られるまで学校での待機となります。
 - ※ 臨時休業・児童の引き取りになった場合は、いきいき活動もお休みになります。
 - ※ 臨時休業等の連絡や引き取りの依頼は、学校のホームページやミマモルメによるメール配信で行いますので、非常災害時には必ず確認してください。ただし、施設や機器の被害等によりホームページの更新やミマモルメのメール配信ができない場合もあります。